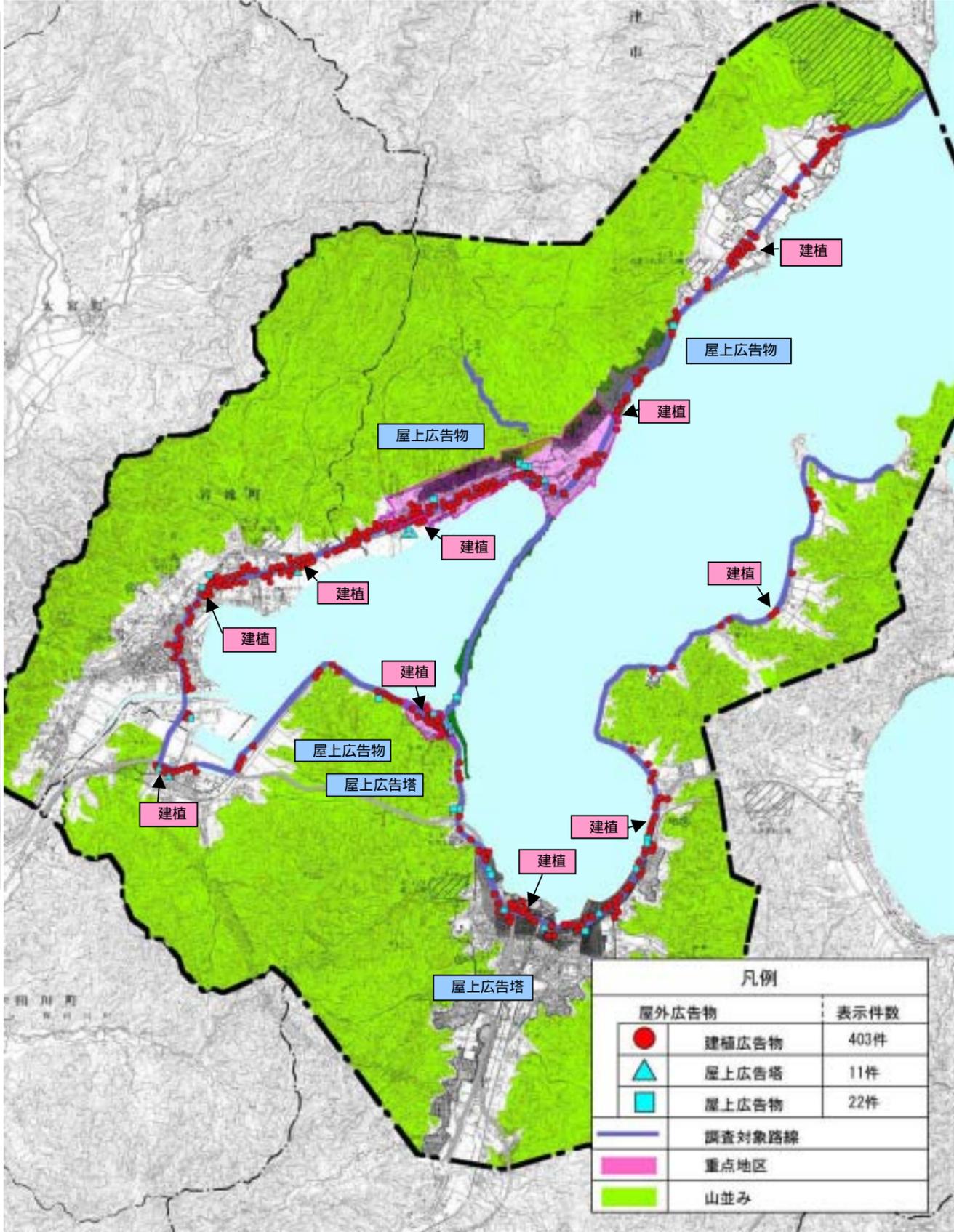


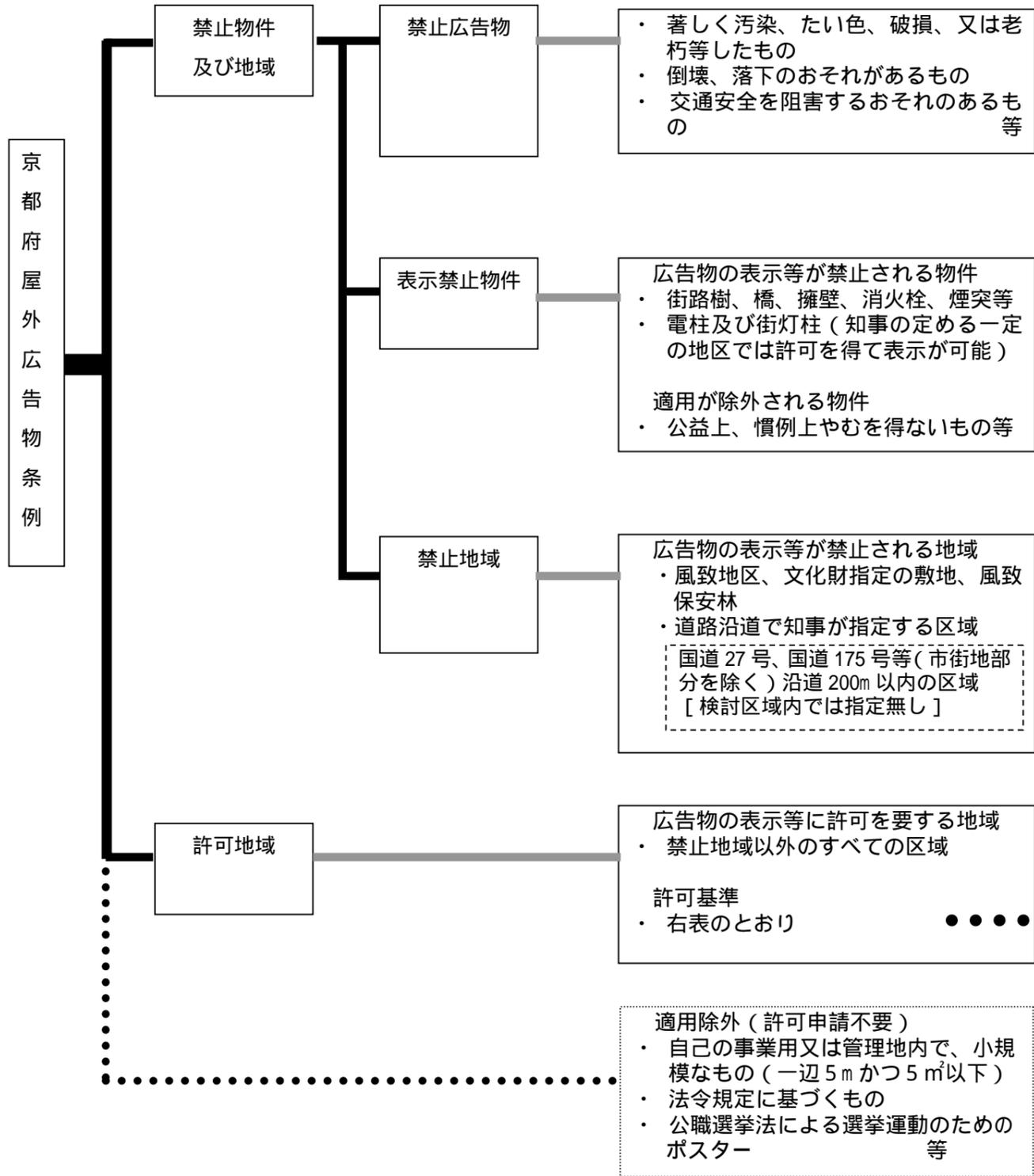
屋外広告物調査報告 (主要広告物の位置及び表示件数等)



建植広告物の表示件数と表示規模について

- ・調査対象路線における、建植広告物の表示件数は 403 件あり、うち約半数が非自己用広告物となっている。
- ・建植広告物の非自己用とは、自己敷地外に建てられた広告物としている。
- ・建植広告物は市街地部に多く分布する傾向にあるが、沿道に建物立地の少ない国道 178 号沿線にも、数多く分布している。
- ・建植広告物の表示規模はすべて許可基準 (30 m²) 以下となっている。

屋外広告物の現行制度概要



【許可地域における基準の概要（主要な種類）】

種類	面積	高さ・幅等	その他の要件
路上広告塔	-	高さ=2m以下 幅=高さの1/3以下	-
屋上広告塔	-	高さ=建築物の高さの1/3以下、上端高さが地上より46m以下 幅=高さの1/3以下	永久構造物
一般広告塔	-	高さ=30以下（木造は10m以下） 幅=高さの1/3以下	道路の交差点から20m以上はなれた箇所に設置
軒下広告物	壁面の1/2以下	長さ=設置壁面の同一方向の長さを超えない	道路に突出させないものであること、同一壁面に同一内容は1個
突き出し平行配置	壁面の2/3以下 20m ² 以下	長さ=設置壁面の同一方向の長さを超えない	道路に突出しないものであること
突き出し垂直配置	-	壁面から1m以上突出さない	上に同じ
洋風屋根設置	-	縦=3m以下 横=屋根幅の2/3以下	永久構造物 屋根面に直書しないもの
和風屋根設置	-	縦=2m以下 広告物の上端が大棟の高さを超えない 横=屋根幅の2/3以下	上に同じ
立看板	-	縦=2m以下 横=1m以下	掲出期間30日以内 道路に設置しないこと
建植広告物	30m ² 以内	上端が地上から6m以下	著しい変形でないこと 上下二段以上の複合でないこと
はり紙	1m ² 以下	一辺1m以下	